

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月5日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第8号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第63号様式その1中

「

- ・ P a y P a y 請求書支払い
- ・ L I N E P a y 請求書支払い
- ・ d 払い 請求書支払い
- ・ a u P A Y （請求書支払い）

」

を

「

- ・ P a y P a y 請求書支払い
- ・ d 払い 請求書支払い
- ・ a u P A Y （請求書支払い）

」

に改める。

第73号様式中

「

- ・ P a y P a y 請求書払い
- ・ L I N E P a y 請求書支払い

」

を

「

- ・ P a y P a y 請求書払い
- ・ d 払い 請求書支払い
- ・ a u P A Y （請求書支払い）

」

に改める。

第82号様式その1中

「

- ・ P a y P a y 請求書払い
- ・ L I N E P a y 請求書支払い

」

を

「

- ・ P a y P a y 請求書払い
- ・ d 払い 請求書支払い
- ・ a u P A Y (請求書支払い)

」

に、

「

車 種		税率
原 動	5 0 c c 以 下	円
”	9 0 c c 以 下	円
”	1 2 5 c c 以 下	円
軽	二 輪	円
軽	三 輪	円
軽 四	営 業 用	円
乗 用	自 家 用	円
軽 四	営 業 用	円
貨 物	自 家 用	円
小 型	農 作 業 用	円
特 殊	そ の 他 の も の	円
二 輪	小 型	円
専ら雪上を走行するもの		円
ミ	ニ カ 一	円

」

を

「

車 種	税率
原 動 5 0 c c 以 下	円

〃 90cc 以下		円
原動 125cc 以下 かつ最高出力 4.0kw 以下		円
原動 125cc 以下		円
軽 二 輪		円
軽 三 輪		円
軽四 乗用	営 業 用	円
	自 家 用	円
軽四 貨物	営 業 用	円
	自 家 用	円
小型 特殊	農 作 業 用	円
	そ の 他 の も の	円
二 輪 小 型		円
専ら雪上を走行するもの		円
ミ ニ カ ー		円

」

に改める。

第82号様式その2中

「

車 種		税率	車 種		税率
原動	50cc 以下	円	軽 四	営 業 用	円
〃	90cc 以下	円	貨 物	自 家 用	円
〃	125cc 以下	円	小 型	農 作 業 用	円
軽	二 輪	円	特 殊	そ の 他 の も の	円
軽	三 輪	円	二 輪	小 型	円
軽 四	営 業 用	円	専ら雪上を走行するもの		円
乗 用	自 家 用	円	ミ ニ カ ー		円

」

を

「

車 種		税 率	車 種		税率
原動	50cc 以下	円	軽四	営 業 用	円
〃	90cc 以下	円	貨物	自 家 用	円

原動 125cc 以下かつ 最高出力 4.0kw 以下	円	小型 特殊	農 作 業 用	円
原動 125cc 以下	円		そ の 他 の も の	円
軽 二 輪	円	二 輪	小 型	円
軽 三 輪	円	専ら雪上を走行するもの		円
軽四 乗用	営 業 用	ミ ニ カ ー		円
	自 家 用			円

に改める。

第90号様式中

「

- (ア) 条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
- (イ) 条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
- (ウ) 条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- (エ) 条例第82条第1号エの原動機付自転車にあつては、薄青色
- (オ) 条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色
- (カ) 条例第91条の2第2号の商品原動機付自転車にあつては、白色の地に赤色の斜線

を

「

- (ア) 条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
- (イ) 条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
- (ウ) 条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては、白色
- (エ) 条例第82条第1号エの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- (オ) 条例第82条第1号オの原動機付自転車にあつては、薄青色
- (カ) 条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色
- (キ) 条例第91条の2第2号の商品原動機付自転車にあつては、白色の地に赤色の斜線

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。